

ハートフルライフ西城 訪問リハビリテーション利用料金のご案内

基本料金（訪問リハビリテーション費＋サービス提供体制強化加算）

※介護保険一割負担の場合

介護報酬一割負担額		合 計
訪問リハビリテーション費	体制加算	
	314 円	サービス提供体制強化加算
293 円 ※当事業所の医師が診察していない場合	6 円	299 円

※介護保険二割負担の場合

介護報酬二割負担額		合 計
訪問リハビリテーション費	体制加算	
	628 円	サービス提供体制強化加算
586 円 ※当事業所の医師が診察していない場合	12 円	598 円

※介護保険三割負担の場合

介護報酬三割負担額		合 計
訪問リハビリテーション費	体制加算	
	942 円	サービス提供体制強化加算
879 円 ※当事業所の医師が診察していない場合	18 円	897 円

- * 上記の料金表は、20 分ご利用の場合の料金です。
- * 介護報酬一割負担額は、利用者様の収入に応じて二割もしくは三割の負担額になる場合がございます。
- * 訪問リハビリテーション費：要介護、要支援ともに同一金額です。利用者様を医学的に管理している他の医療機関の医師のみの情報提供を受けて訪問リハビリテーションの計画を作成した場合、料金は 293 円／20 分（介護保険一割負担の場合）となります。
- * サービス提供体制加算：勤続年数が 3 年以上のリハビリテーションスタッフがいるため、算定されます。

加算の詳細（該当する利用者様もしくは希望された利用者様に対して加算いたします。）

加 算		単位×10.83円（地域加算）の負担額	加 算 内 容
短期集中 リハビリテーション実施加算		一割 217 円／日 二割 434 円／日 三割 651 円／日	利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院等から退院若しくは退所した日又は要介護認定及び要支援認定の効力が生じた日から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合。
リハビリテーション マネジメント加算 (介護予防のみ)		一割 249 円／月 二割 498 円／月 三割 747 円／月	多職種が協働して継続的にリハビリテーションの質を管理するとともに、医師の詳細な指示に従ってリハビリテーションを実施し、理学療法士等が訪問介護その他の指定居宅サービスの職員に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している場合。
リハビリテーション マネジメント加算 (介護予防を除く)	(I)	一割 249 円／月 二割 498 円／月 三割 747 円／月	多職種が協働して継続的にリハビリテーションの質を管理するとともに、医師の詳細な指示に従ってリハビリテーションを実施し、理学療法士等が訪問介護その他の指定居宅サービスの職員に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達している場合。
	(II)	一割 303 円／月 二割 606 円／月 三割 909 円／月	3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの質を管理するとともに、医師の詳細な指示に従ってリハビリテーションを実施した場合。また、訪問リハビリテーション計画について、理学療法士等が利用者又はその家族に対して説明し、併せて専門的な見地から介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行った場合。
	(III)	一割 346 円／月 二割 698 円／月 三割 1,038 円／月	3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの質を管理するとともに、医師の詳細な指示に従ってリハビリテーションを実施した場合。また、訪問リハビリテーション計画について、医師が利用者又はその家族に対して説明し、併せて理学療法士等が専門的な見地から介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行った場合。
	(IV)	一割 455 円／月 二割 910 円／月 三割 1,365 円／月	3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの質を管理するとともに、医師の詳細な指示に従ってリハビリテーションを実施した場合。また、訪問リハビリテーション計画について、医師が利用者又はその家族に対して説明し、併せて理学療法士等が専門的な見地から介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行った場合。リハビリテーション計画等の内容のデータを、厚生労働省へ提出していること。

加 算	単位×10.83円（地域加算）の負担額	加 算 内 容
社会参加支援加算 （介護予防を除く）	一割 19 円／日 二割 38 円／日 三割 57 円／日	訪問リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合。
事業所評価加算 （介護予防のみ）	一割 130 円／月 二割 260 円／月 三割 390 円／月	リハビリテーションの質を管理し、1年間で要支援状態が維持又は改善している利用者数が一定の割合を超えている場合、次年度に1年間算定。
サービス提供 体制強化加算	一割 6 円／回 二割 12 円／回 三割 18 円／回	訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上のものがある場合。

※上記の料金は介護保険限度内での利用料金です。

※所定単位数合計×10.83＝総額

総額－保険給付額＝利用者負担

となっておりますので利用回数によっては小数点以下端数処理の関係で合計金額に若干の誤差が生じます。

介護保険からの給付金に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額が変更となります。